

# 海津市エネルギー価格高騰対策補助金

## 〔第4弾〕のお知らせ

上限額がアップしたよ！



◎エネルギー価格高騰により影響を受けている市内事業者・農業者を支援するため、事業・農業を営む上で使用した燃料・電気・ガス代の一部を助成する市独自の制度です。

### 対象者

次の①・②の要件を満たしていること

- ① 市内に事業所を有する法人又は個人事業者であること  
又は、市内で農業を営む法人・個人農業者であること  
(令和8年2月28日時点で事業を行っており、今後継続して事業を行う事業者・農業者)
- ② 市税の未納がないこと



【注意】 海津市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団、暴力団員  
又はこれらと密接な関係を持つ者は対象者になれません。

### 補助対象経費

次の①・②の要件を満たしていること

- ① 事業・農業を営む上で使用した燃料代(重油・ガソリン・軽油・灯油)、電気代及びガス代であること
- ② **令和7年4月～令和8年3月までの任意の3か月の間に支払いをした**燃料、電気代及びガス代の合計額(税抜)の20%

※燃料・電気・ガス料金の使用明細書及び領収書が必要となります。

※支払合計額(税抜)が30万円に満たない場合は対象となりません。

※県から同種の補助金等を受ける場合は、②の合計額(税抜)からその補助額を差し引いた額を合計額とします。

※月末の支払が翌月にずれ込み、1か月に2か月分の支払があった場合は、請求月での支払分とします。

【注意】 対象経費に、消費税及び地方消費税相当額は含まれません。



### 補助金の額

補助対象経費の2分の1の額(**上限25万円**・下限3万円 千円未満切り捨て)

(例) 3か月の間に支払いをした燃料代等の合計額が655,000円の場合  
 $655,000 \text{ 円} \times 20\% \times 1/2 = 65,500 \text{ 円} \Rightarrow \text{補助額 } 65,000 \text{ 円}$

### 申請受付期間

令和8年3月2日(月)～令和8年4月30日(木)

平日 8:30～17:15 (土日祝日は受付できません)

【申請受付・問い合わせ先】

海津市産業経済部

商工振興・企業誘致課 TEL 0584-53-1374

農林振興課 TEL 0584-53-1351



※詳細については、ホームページでお知らせします。

この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています